

石屋の歴史の話

長沼石材店 長沼 功一



【長沼功一】
★昭和72年7月16日生 ★A型
2006年7月に男児の父親になりました。
ただいま、妻と共に育児奮闘中です。

石材職人のことを「石工」と呼ぶことがありますが、歴史は古く、人類文明の初期からあったとも言われています。

自然石は木材と並び建材として古くから使われていました。ただし頑丈で長持ちがはしあが木材と違って、加工が難しくコストがかかるという難点も持ち合わせています。そのため城壁・宗教施設・護岸・道路・橋梁など重要視される分野で使われることが多く見られました。石工はそういった事業に関わりあつた専門的な職業として古くから確立されていたようです。

世界に目を向ければエジプトのピラミッド、ソルズベリーのストーンヘンジ、イースター島の巨石彫刻群、アテネのパルテノン神殿など有名なものも多くあります。

日本では比較的地震が多いため建築分野ではそれほど普及は見られませんでしたが、しかし土木分野ではやはり古くから使われてきました。ほとんどの城、または城跡において、堀囲いとして石垣が積まれています。またそういった歴史ある建物へ通ずる道路には石が敷かれています。庄屋などの豪農のお屋敷の道は年貢を運ぶ大八車がめぐるんで通れないことがないように石敷きの通路が設けられてあつたとします。

また墓に石を使うようになったのは平安時代に渡来人と共にもたらされた文化で、当時の権力者の間で普及し始めました。江戸時代以降になると庶民の間にも先祖を祭る文化が定着し、檀家制度と一緒に墓石も普及していったとされています。

長沼石材店

TEL027-373-0074

高崎市金古町1937

まだビールが美味しい今日この頃

ASJ総合サービス 塩坪 淳行

【塩坪淳行】(しおつばあつゆき)
★昭和71年3月2日生(魚座) ★A型
★趣味 野球・ゴルフ・釣り
これからも、よろしく願いいたします。
保険と車のトータルプランナー
有限会社ASJ総合サービス
TEL.027-280-8552
前橋市駒形町31

まだまだ酒が進む暑い日が続いております。外で酒を飲まれるときのマナーは絶対守りましょう！
改正道路交通法が平成19年6月20日に公布されました。公布後3ヶ月以内に施行される事項について、その内容をまとめてみました。

○飲酒運転に係る運転者、車両や酒類の提供者、同乗者への罰則強化・新設
○飲酒の呼吸検査を拒否した者に対する罰則の引上げ
○ひき逃げに対する罰則の引上げ
○運転免許証の提示義務の強化

1. 飲酒運転に関する罰則の強化・新設

- 【酒酔い運転】 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
改正後↓5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 【酒気帯び運転】 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
改正後↓3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 【飲酒検知拒否】 30万円以下の罰金
改正後↓3月以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 【ひき逃げ】 5年以下の懲役又は50万円以下の罰金
改正後↓10年以下の懲役又は100万円以下の罰金

○下記の罰則が新設されました。

- 【車両の提供に関する罰則】
酒酔い運転↓5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転↓3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 【酒類提供・同乗者に関する罰則】
運転者が酒酔い↓3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
運転者が酒気帯び↓2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

2. ひき逃げに対する罰則の引き上げ

ひき逃げ(救護義務違反)に対する罰則が「10年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に引き上げられました。

3. 運転免許証の提示義務の強化

従来、無免許運転や酒気帯び運転などの一定の違反行為については、警察官が必要と認めるときは運転者に対して免許証の提示を求め、事ができましたが、改正により、上記以外の道路交通法に係る違反や交通事故を起こした場合などにも免許証の提示を求めることができるように、免許証の提示義務が強化されました。